

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 9月27日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	I-1 消化タンク消化汚泥他場内移送業務		
業務場所	東宇治浄化センター		
委託期間	令和6年10月30日 ～ 令和7年3月21日 143日間		
業務概要及び条件	I-1 消化タンク消化汚泥他場内移送業務 ① I-1 消化タンク消化汚泥場内移送 一式 ② B系分配渠沈殿物場内移送 一式		
予定価格	¥2,090,000 (税込)	最低基準価格	¥1,463,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件 次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②産業廃棄物収集運搬業許可(京都府一汚泥) ③強力吸引車を用いた汚泥収集移送業務実績(元請)			
入札参加表明書の受付 提出期限 令和6年10月3日(木) 午後5時00分まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年10月23日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和6年 9月27日(金) 午前9時から
令和6年10月10日(木) 午後5時まで
- ・お知らせの入札(見積) 予定は、開札予定となります。入札書(見積書) 提出については、指名通知時にお知らせする指定期日(持参の場合は提出日)を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ(<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>)に掲載しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

I - 1 消化タンク消化汚泥他場内移送業務

仕様書

宇治市上下水道部

水管理センター

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「I-1 消化タンク消化汚泥他場内移送業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項及び特記事項に示す。

(業務内容)

第3条 業務内容は、第2章特記事項に示す。

(環境保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第6条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 労働安全衛生法および関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。
- 2 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生及び安全管理に努めなければならない。
- 3 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得て、十分に安全確認を行った上で使用しなければならない。
- 4 作業は、機器等製造業者の認める基準や方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。

(事前調査)

第7条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第8条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第9条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までとし、午前9時から午後5時までの時間帯に制限するものとする。
- 2 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由及び作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
- 3 作業実施日は、30日前までに本市が通知するものとし、当日の作業開始前及び終了後は、必ず担当職員に内容等を報告するものとする。
- 4 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
- 5 下水処理の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第10条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第11条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材及び仮設物を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第 12 条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

- 1 業務実施上必要となった軽微な作業費用。
- 2 第 5 条及び第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
- 3 官公署届出手続きにかかる一切の費用。
- 4 その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第 13 条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

- 1 契約後 5 日以内に、業務処理計画書（契約書第 3 条）・着手届（契約書第 6 条）・業務金額内訳書・工程（予定）表。
- 2 契約後速やかに、業務担当責任者・技術者届及び下請負（委任）通知書及び運搬車両通知書。
- 3 現場施工前に、工程（実施）表及び本業務で使用する材料、部品等の材料通知書並びに第 2 章特記事項に示された承諾図等の承諾申請書類。
- 4 業務完了時に、業務完了届・業務報告書・業務写真（着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの）。

(再委託等の禁止)

第 14 条 本業務の履行について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得て法令の定める委託基準に従い再委託するときは、この限りではない。

(完了検査)

第 15 条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査（契約書第 17 条）を指定された日時・場所で受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第 16 条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書（契約書第 18 条）を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする（振込先明示のこと）。

(その他)

第 17 条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 特記事項

1. 業務目的

本業務は、東宇治浄化センターのI-1消化タンク消化汚泥及びB系分配渠沈殿物の場内移送を行うものである。

2. 業務名称

I-1消化タンク消化汚泥他場内移送業務

3. 業務概要

I-1消化タンク消化汚泥他場内移送業務

- | | |
|--------------------|----|
| ① I-1消化タンク消化汚泥場内移送 | 一式 |
| ② B系分配渠沈殿物場内移送 | 一式 |

4. 業務場所

所在地 宇治市木幡北島10番地

施設名 東宇治浄化センター

5. 業務期間

契約締結日 ～ 令和7年3月21日

6. 業務内容

I-1消化タンク消化汚泥及びB系分配渠沈殿物の場内移送を行う。移送は車両1台で1日に数回実施し、延べ7日間にわたり移送を行い、作業の詳細は下記の通りとする。作業日程については、第1章一般事項第9条によるものとし、詳細は契約後に発注者と協議のうえで決定するものとする。

① I-1消化タンク消化汚泥場内移送

I-1消化タンク内の消化汚泥約250トンを吸引収集し、場内移送を行う。

- 1) 作業は、指定された日時に、強力吸引車を消化タンクに横付けし、マンホールから吸引ホースで汚泥を吸引収集するものとする。
- 2) 消化タンク内での作業は全て受注者が行うこととする。
- 3) 作業日ごとに作業開始時には、受注者が消化タンク内の換気を行い、酸素濃度を測定して作業場所の安全を確認するものとする。作業者は転落防止用に墜落静止用器具及びエアラインマスク等の保護具を必ず着用することとする。

- 4) 消化タンク内には照明がないため、受注者が仮設照明を設置し作業を行うものとする。
- 5) 吸引収集汚泥量は、担当職員が消化タンク液位により推定するものとし、指示された液位まで吸引収集を行うものとする。
- 6) 移送及び吐出先は、消化汚泥貯留タンクのマンホール(汚泥処理棟1階)とし、運搬移送量は計量しない。
- 7) 1日で移送可能な最大汚泥量は、消化汚泥貯留タンクの容量および汚泥処理能力から40トン迄とする。
- 8) 施設の汚泥処理状況により、消化汚泥貯留タンクが満杯で移送できなくなる場合は担当者が指示する別の場所へ移送するものとする。

②B系分配渠沈殿物場内移送

B系水処理施設の分配渠沈殿物約20トン吸引収集し、場内移送を行う。

- 1) 作業は、①I-1消化タンク消化汚泥場内移送完了後に行うものとする。
- 2) 作業に先立って、分配渠の抜水は発注者が行うものとする。
- 3) 分配渠抜水後、強力吸引車をB系水処理施設分配渠付近に横付けし、分配渠開口部及び分配渠内部から吸引ホースで沈殿物を吸引収集するものとする。
なお、この沈殿物はスカム塊及び砂が主である。
- 4) 分配渠内での作業は全て受注者が行うこととする。
- 5) 作業開始時には、受注者が分配渠内の換気を行い、酸素濃度を測定して作業場所の安全を確認するものとする。作業者は墜落静止用器具及びエアラインマスク等の保護具を着用することとする。
- 6) 分配渠内には照明がないため、受注者が仮設照明を設置し作業を行うものとする。
- 7) 移送及び吐出先は、2号幹線ゲート開口部とし、運搬移送量は計量しない。

7. 運搬移送車両

運搬移送車両は強力吸引車1台とし、詳細は次の通りとする。

- 1) 呼称10トン、最大積載重量9トン以上の車両
- 2) 道路運送車両法に定める検査に適合し、改造していない車両

8. その他

- 1) 作業用電源及び必要な器具類は全て受注者が負担するものとする。
- 2) 場内移送時、道路及び施設を汚損させた場合は、直ちに清掃消臭作業を行うものとする。

- 3) 作業日ごとに作業終了後は、現場の清掃及び後片付けを行うものとする。
- 4) 本仕様書に定めのないもので、作業者の安全確保のために必要な措置は受注者の負担において実施するものとする。